



# JAPAN EXPO 参加特典運用規約

## 第1条 趣旨

本規約は、J Culture Sydney Pty, Ltd（以下「当社」といいます。）が運営する JAPAN EXPO（以下 JX といいます）来場者が利用できる参加特典（以下特典といいます）の作成および発行（特典上の記載を含む表示行為の一切を含みます。）、利用に関するルールを定めるものです。特典提供事業者（以下事業者といいます）は本規約への違反があった場合、当社が定める各種規約に基づく措置を講じる場合がありますので、予めご了承ください。

## 第2条 本規約の適用範囲及び変更

1. 本規約は、特典の作成および発行、利用に関する当社と事業者間のルールを定めるものです。
2. 事業者が直接発行する特典は、本規約および事業者サイトまたは事業者プラットフォームの利用規約およびプライバシーポリシーが適用されます。
3. 事業者が作成し、当社が発行する特典は、本規約、さらに日本国内利用の特典には、クルクル マネージャー利用規約、および利用特約（<https://m.qrqrq.com/service/terms/>）が適用されます。
4. 特典に関する情報の提供には、本規約および掲載されるメディアおよびサイトの利用規約およびプライバシーポリシーが適用されます。
5. 本規約は事前の予告なく変更する場合があります。変更があった場合は、すべての事業者に変更後の規約が適用されます。当社サイト（[www.jculturesydney.com](http://www.jculturesydney.com)）に掲載されている規約が、常に最新の規約となります。

## 第3条 特典の提供

1. 事業者は、事業者が運営するオンラインショッピングサイトで、JX 来場者が利用できる割引・景品付与用プロモーションコードの作成と発行、JX 来場者が日本、またはオーストラリアにおいて特典事業者が運営する店舗・サービスで利用できる割引・景品授受用デジタルクーポン作成用の情報提供、またはプロモーションコードおよびデジタルクーポン両方の提供を行うものとしします。

**J Culture Sydney**

Clontarf NSW 2093 Phone : 0414 758 295  
jinfo@jculturesydney.com www.jculturesydney.com



2. 当社は、事業者から提供された情報に基づきデジタルクーポンを作成し、JX来場者へクルクルチャンネル (<https://m.qrqrq.com/qrchannel/register?source=channel>) から配信を行うものとします。
3. 当社は、事業者から提供された情報に基づきオーストラリアで利用できるクーポンを作成し、JX来場者へ配布を行うものとします。
4. 当社は、掲載基準を満たす特典の情報を当社サイト ([www.japanexpo.com.au](http://www.japanexpo.com.au)) に掲載し、JX来場者またはJX来場予定者へ情報公開するものとします。
5. 特典の取得方法はプラットフォーム ([portal.eventxapp.com](http://portal.eventxapp.com), [eventxapp.com](http://eventxapp.com), [www.eventx.io](http://www.eventx.io)) または電子チケットやダイレクトメールに掲載し、JX来場者のみへ情報公開するものとします。

#### **第4条 特典の提供期間**

1. 事業者は、当社サイトへ特典情報を掲載開始から1年間特典の提供を行うものとします。それ以降は通知がない限り自動更新とします。内容に変更がある場合は速やかに当社に連絡し詳細を伝える義務があります。
2. JX来場者が利用する特典に記載される各特典の利用可能期間は、特典事業者が定める期間とします。ただし、JX来場者による各特典の利用可能時期は、当社サイトへ特典情報を掲載開始後とします。

#### **第5条 特典提供の申し込み**

特典提供を希望する事業者は、当社指定のオンライン申し込みフォームから申し込むこととします。

#### **第6条 掲載基準と掲載判断**

1. 当社は、特典掲載に適用される基準（次条以降に定めるものをいい、以下「掲載基準」といいます。）を設け、事業者はこの掲載基準に則って特典の作成および発行を行うものとします。

**J Culture Sydney**

Clontarf NSW 2093 Phone : 0414 758 295  
jinfo@jculturesydney.com www.jculturesydney.com



2. 当社は、事業者が作成した特典が掲載基準を満たしていないと判断した場合は、特典の掲載を拒否または掲載済みの当該特典を削除・変更することができ、事業者はこれらの措置について何ら異議を述べないものとします。
3. 当社は、前項の判断理由について、事業者に対して説明する義務を負いません。事業者が作成した特典に関する当社の判断は、当該特典が法令等に適合することを保証するものではなく、当該特典に関する事業者の責任を軽減または免除するものではありません。当社の判断にかかわらず、事業者は自らが作成した特典に関する全責任を負い、当社は一切責任を負担しないものとします。

## 第7条 用法および要件

1. 事業者は、特典を作成するにあたり、当社所定の項目ごとに定める用法および要件を遵守する必要があります。
2. 特典作成のために必要な情報は、全て英語、日本語での併記が必要になります。
3. 当社サイトに掲載する事業者情報として、事業者は当社指定のオンライン申し込みフォームから以下の事業者情報を提供するものとします。
  - a. 事業者名
  - b. 事業者ロゴ画像
  - c. カテゴリー（観光 / 文化 / 食品 / 商品）
  - d. ショップ名/ブランド名
4. プロモーションコードを発行する場合、事業者は当社指定のオンライン申し込みフォームから以下のプロモーションコードに関する情報を提供するものとします。
  - a. オンライン販売サイト URL
  - b. プロモーションコード
  - c. bが適用される商品・サービス
  - d. 対象商品・サービスの画像
  - e. 対象商品・サービスの詳細説明
  - f. 割引方法の詳細説明
  - g. プロモーションコードの利用期間または、利用開始日・利用終了日

### J Culture Sydney

Clontarf NSW 2093 Phone : 0414 758 295  
jinfo@jculturesydney.com www.jculturesydney.com



5. 日本で利用できるクーポンを発行する場合、事業者は当社指定のオンライン申し込みフォームから以下のクーポンに関する情報を提供するものとします。
  - a. 対象商品・サービスの画像
  - b. クーポンタイプ（〇%引き / 〇円引き / 無料 等）
  - c. クーポン値（bの〇の値）
  - d. 対象商品名
  - e. クーポンタイトル
  - f. クーポン使用条件（100文字および1,000文字以内）
  - g. クーポンの利用期間または、利用開始日・利用終了日
  - h. クーポンの使用可能回数（1回 / 何回でも）
  
6. オーストラリアで利用できるクーポンを発行する場合、事業者は当社指定のオンライン申し込みフォームから以下のクーポンに関する情報を提供するものとします。
  - a. 対象商品・サービスの画像
  - b. 対象商品名
  - c. クーポンの説明（500文字以内）
  - d. クーポン使用条件（1,000文字以内）
  - e. クーポンの利用期間または、利用開始日・利用終了日
  
7. たばこ等の法令に基づき、自らの費用負担により商品等代金の値引きや商品等の購入者に対する経済的利益の提供等が禁止されている商品またはサービス（以下「禁止商品等」といいます。）については、特典の作成および発行を禁止します。

また、当該特典の適用条件として、以下の内容を記載してください。

「本クーポンは、●●【禁止商品等の商品名を記載】には利用できません。」
  
8. 特典情報の掲載期間の開始日は、各特典の利用可能期間の開始日より後の日付を設定することはできません。また、掲載期間の終了日は、各特典の利用可能期間の終了日より後の日付を設定することはできません。
  
9. 特典および特典情報の掲載後は、当社が承諾する場合を除き、掲載を中止することはできません。

**J Culture Sydney**

Clontarf NSW 2093 Phone : 0414 758 295  
jinfo@jculturesydney.com www.jculturesydney.com



10. 当社は、Google データポータルを利用して日本でのクーポンの利用分析を行い、適宜、分析結果を事業者へ提供するものとします。
11. 辞意業者は、当社からの要求に応じて、オーストラリアのクーポンの利用状況を提供するものとします。

## 第 8 条 不当表示の禁止

1. 事業者は、特典を作成するにあたり、前条までに定める要件を遵守するほか、優良誤認表示や有利誤認表示等の不当表示を行わないようにしなければなりません。
2. 特典の内容や仕組み等と矛盾する内容の表示をしてはなりません。
3. JX 来場者が通常は認識し得ない例外や JX 来場者にとって不利益な条件がある場合、これらの例外や条件等を表示するものとします。
4. その他、当社が不適切と判断して事業者に示した表示をしてはならず、当該表示を掲載している場合は速やかに修正をしなければなりません。

制定日：2024 年 4 月 20 日